

富山県情報公開審査会答申概要（答申第 57 号）

- 件 名 県民が任意提供した資料の公文書性に係る審査請求事案
- 開示請求年月日 平成 30 年 5 月 23 日
- 実施機関の決定日 平成 30 年 6 月 12 日
- 実施機関（担当室課） 富山県知事（総合政策局企画調整室）
- 決定内容 非開示決定
- 非開示理由 該当する公文書を保有していないため
- 審査請求年月日 平成 30 年 6 月 15 日
- 審査請求の内容 本件処分を取消し、請求に係る公文書の開示を求める
- 諮問年月日 平成 30 年 8 月 6 日
- 答申年月日 平成 30 年 12 月 21 日
- 争点 県民が任意提供した資料の公文書該当性
- 審査会の判断

第 1 当審査会の結論

当審査会は、本件審査請求の対象となった文書については「実施機関の職員が職務上取得した文書」であると判断するが、富山県知事（以下「諮問実施機関」という。）におけるその利用及び保存等の状況からは「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは言えないと判断し、諮問実施機関が本件対象文書を富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）上の公文書とは言えないことを理由として、非開示とした本件処分については妥当なものと判断する。

第 2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、平成 30 年 5 月 23 日付けで、条例第 5 条の規定により諮問実施機関に対して、次の公文書の開示請求を行った（以下「本件開示請求」という。）。

平成 30 年 3 月 23 日に発生した、女子高校生が運転していた自動車による交通死亡事故に関して、本日までに把握している事故内容並びに運転加害者側の事故原因の詳細が判る資料。（決裁文書含む。）

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

諮問実施機関は、審査請求人の本件開示請求に対し、次のとおり、平成 30 年 6 月 12 日付け企調第 136 号で条例第 11 条第 2 項の規定により非開示決定を行った（以下「本件処分」という。）。

ア 本件開示請求に係る対象文書の特定

審査請求人が、平成 30 年 4 月 23 日に富山県総合政策局企画調整室（以下「県企画調整室」という。）を訪れた際に、審査請求人が持参してきた「報道機関広報連絡簿 平成

30年3月23日 射水警察署」と表題のある文書（A4サイズ、6枚）について、対応した県企画調整室の職員（以下「対応職員」という。）が複写した文書（以下「本件対象文書」という。）を、本件開示請求に係る対象文書として特定した。

なお、本件対象文書の1枚目には、表題に「報道機関広報連絡簿」とあり、平成30年3月23日に発生した県西部在住の女子高校生が運転していた自動車による交通死亡事故の発生日時・場所、事故の関係者等、事故の概要、事故原因が記載されており、問合せ先として、射水警察署の電話番号が記載されていた。

また、本件対象文書の2枚目は、1枚目と同じ文書であったが、文書上部に警察本部長までの決裁欄が記載されており、下部には作成者等の記載があった。

そして、本件対象文書の3枚目及び4枚目は射水警察署長から警察本部長あてに提出された交通事故発生報告（速報）、5枚目及び6枚目は当該事故に関係した場所の地図等であった。

イ 開示をしない理由

諮問実施機関は、本件対象文書については、対応職員が職務上取得したものではなく、また、職務上用いた事実や組織的に用いるものとして保有した事実も存在しないため、条例第2条第2項の開示対象となる公文書には当たらないとして、開示対象となる公文書を保有していないことを理由に非開示決定を行った。

(2) 本件審査請求

審査請求人は、平成30年6月15日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第4条の規定により諮問実施機関に対して審査請求を行った（以下「本件審査請求」という。）。

(3) 当審査会への諮問

諮問実施機関は、条例第19条の規定により、平成30年8月6日付け企調第257号-1で本件審査請求について当審査会に諮問を行った。

第3 本件処分に対する当審査会の判断

1 本件開示請求に係る対象文書の特定

本件開示請求に係る対象文書の特定について争いはない。

2 本件対象文書の公文書該当性について

本件対象文書が情報開示請求の対象となる「公文書」に該当するかどうかは、条例第2条第2項の「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に該当するかどうかにより判断される。

そこで、まず、本件対象文書が「実施機関の職員が職務上取得した文書」であるかどうかについて検討する。

県企画調整室の事務分掌は、富山県行政組織規則（平成6年富山県規則第14号）第9条第13号に「私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関すること。」と規定されており、県企画調整室が作成した事務分担表には「生徒指導・交通安全教育に関すること」と規定されている。

当審査会で本件対象文書を見分したところ、交通死亡事故を引き起こした女子高校生が在籍していた学校についての記載は確認できなかったが、県内在住の高校生が関係した交通死亡事故であれば、その情報を収集することは県企画調整室の職務にあたるものとする。

また、本件対象文書については警察が作成したものである事は容易に推測でき、諮問実施機関が当該文書は出所不明のものであると説明した事については納得性を欠くものであり、対応職員の判断により県企画調整室の複写機を使用して本件対象文書を取得したという状況からも、本件対象文書については、条例第2条第2項の「実施機関の職員が職務上取得した文書」とであると判断する。

次に、本件対象文書が「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」であるかどうかについて検討する。

東京高裁判決(平成19年2月14日判決・行政文書不開示決定取消請求控訴事件)においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第2条2項の「組織的に用いる」とは、文書の①作成又は取得の状況、②利用の状況、③保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行うのが相当であるとしている。

そこで、①作成又は取得の状況については、先に当審査会の判断を示しているため、残りの②利用の状況、③保存又は廃棄の状況について検討する。

当審査会において、諮問実施機関に対して②利用の状況について説明を求めたところ、本件対象文書は、対応職員以外の職員が見ることも、また、利用したという事実はないという説明であったが、この説明について不自然又は不合理な点は認められなかった。

次に、③保存又は廃棄の状況について説明を求めたところ、本件対象文書は対応職員の机の引出しで保存しており、また対応職員の判断で適宜廃棄できる状態にあったという説明であったが、この説明についても不自然又は不合理な点は認められなかった。

上記検討の結果、本件対象文書については、諮問実施機関が職務上取得した文書ではあるが、諮問実施機関の組織において、業務上必要なものとして利用され、又は保存されておらず、組織としての共用文書の実質を備えているとは言えない。

第4 当審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成30年8月6日	諮問実施機関(富山県知事)から諮問書を受理
平成30年8月29日 (第162回審査会)	・諮問事案の概要説明 ・審議
平成30年9月4日	審査請求人に意見書の提出を依頼
平成30年10月3日 (第163回審査会)	・審査請求人からの意見陳述 ・諮問実施機関から非開示理由等を意見聴取
平成30年11月15日 (第164回審査会)	審議
平成30年12月21日 (第165回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
岩 本 聡	北日本新聞社取締役	
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
岡 部 紀 子	富山県婦人会副会長	
蟹 瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
竹 地 潔	富山大学経済学部教授	会 長
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	

(参考)

富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。） 抜粋

(定義)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 富山県公文書館、富山県立図書館その他の実施機関の施設において、県民の利用に供することを目的として管理されているもの